

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 28 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第66号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（添付書類の省略） 第27条 第 8 条の 4 第 2 項若しくは第 3 項、第10条、第11条第 1 項、第14条の 2 第 2 項、第14条の 4 第 2 項、第19条第 1 項又は第13号様式の規定により特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第 2 条第 9 項</u>に規定する特定個人情報をいう。）と同一の内容の情報を含む書類（戸籍謄本を除く。）の添付が義務付けられている場合において、個人番号届出書（第19号様式）を提出するときは、第 8 条の 4 第 2 項若しくは第 3 項、第10条、第11条第 1 項、第14条の 2 第 2 項、第14条の 4 第 2 項、第19条第 1 項又は第13号様式の規定にかかわらず、当該書類の添付を要しない。	（添付書類の省略） 第27条 第 8 条の 4 第 2 項若しくは第 3 項、第10条、第11条第 1 項、第14条の 2 第 2 項、第14条の 4 第 2 項、第19条第 1 項又は第13号様式の規定により特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第 2 条第 8 項</u>に規定する特定個人情報をいう。）と同一の内容の情報を含む書類（戸籍謄本を除く。）の添付が義務付けられている場合において、個人番号届出書（第19号様式）を提出するときは、第 8 条の 4 第 2 項若しくは第 3 項、第10条、第11条第 1 項、第14条の 2 第 2 項、第14条の 4 第 2 項、第19条第 1 項又は第13号様式の規定にかかわらず、当該書類の添付を要しない。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。